

令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見
基本政策Ⅰ関係

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	朝日委員	P9【4.評価結果等】 「目的・目標の具体的な内容」	総合評価の評価手法は「民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析」とされているが、「立法作業の状況」が評価結果となっている。法制がもたらす効果の前段階のアウトプット(法制化そのもの)が評価内容となっているように見受けられるが、今後、法制化後には効果の検証を継続して実施するという理解でよいでしょうか。
2	法曹養成制度の充実	井上委員	P13【測定指標1】 「法曹有資格者の海外展開を支援」	法運用の実態調査と海外展開の関係が良く分かりません。
3	法曹養成制度の充実	大沼委員	P13【測定指標1】 活動領域の拡大に向けた、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備	活動領域の「拡大」は重要な問題であり、その情報が自治体・企業場合により市民で共有される環境を整備することは重要である。しかし、弁護士活動をしていて思うのは、弁護士本来の活動領域が他業種(税理士、司法書士、行政書士、社労士など)により「浸食」されており、その傾向が増大していることにある。本来は、非弁活動に当たり、許されないはずであるが、昔からある暴力団などによる倒産整理、交通事故の示談屋の他、現在は、税理士、行政書士、司法書士、社労士がかなり積極的に参入してきている。例えば、遺産分割に他業種が深く関与しても、業者の名前は出さない、しかし報酬は本来の報酬に上乗せしてもらうことがある。その実態は、依頼者でないとわからないことが多いが、法の抑制機能があまり効いてないようと思われる。WEB広告でも、対価の支払いが伴って入る事件の紹介など、斡旋に該当することがある。そういう業者は人材派遣業者も持っていて事務員、経理なども送り込んでくるケースがある。いったんそうなると、事件処理、金銭管理に弁護士が関与できなくなり、弁護士の活動領域がどんどん浸食されていく。何が非弁活動に当たるのかわからないまま引き入れてしまう例も多いので、非弁活動が違法であり、弊害が大きいことの情報、それに引き込まれることの情報を自治体・企業・市民と共有することも検討して良いのではなかろうか。
4	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備	朝日委員	P35【参考指標3】 人材育成研修の受講者(仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等)に対するアンケート調査結果(積極的な評価をした者の割合)	参加者数が述べ約300名のうち、回答数13あるいは26と少ない理由はなぜでしょうか。
5	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(薬物事犯者に関する研究)	伊藤委員	P44【5. 事後評価の内容】 (1)本研究の成果について イ 諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等に関する調査及び実地調査	本研究自体は緻密な計画のもと実施されており、事後評価は妥当な評価だと考えられる。左記の点について、諸外国の調査を行ったとあるが、我が国の処遇実態と比べた場合、どのような知見が得られたのか、たとえば米国のドラッグコートや治療共同体のような処遇を取り入れる可能性はあるかなど、ご教示いただきたい。

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
6	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(第5回犯罪被害者実態(暗数)調査)	伊藤委員	P61【5. 事後評価の内容】 (1)本研究の成果について	本研究は定期的に実施される大規模調査で、事後評価の評価がほぼ妥当だと思われるが、第5回目の調査として近年の犯罪状況、例えば特殊詐欺やSNSを通じた若年層を狙った性被害の増加などを踏まえた調査内容があつてもよかったですのではないか、ご教示いただきたい。
7	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(第5回犯罪被害者実態(暗数)調査)	伊藤委員	P61【5. 事後評価の内容】 (1)本研究の成果について	有効性の評価項目に関して、成果が行政の実務家や大学等の研究者などに広く利用されるのは当然と考えるが、一般市民にも分かりやすく役立つ情報として提供されることが望ましい。諸外国では被害実態調査の目的の1つに「犯罪被害に遭遇する危険性に関する情報を提供すること」が掲げられているとあるので、ご意見を伺いたい。

令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見
基本政策II関係

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	国と地方公共団体が連携した取組の実施	宮園委員	P74～75【測定指標1～3】 R2の目標値 予算額、執行額	目標値設定の根拠を教えて下さい。 とりまとめられた地域再犯防止推進モデル事業の実施状況は、実施している地方公共団体に共有が図られたり、全体会議が実施されたりしているのでしょうか 予算額、執行額の割合(平均)等も出ていると、達成度の評価をする指標となるような気がしました。
2	検察権行使を支える事務の適正な運営	井上委員	P127【測定指標3】 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	おおむね達成とありますが、広報活動が前年の23%で激減しています。どういう理由でおおむね達成か分かりづらいと思います。
3	検察権行使を支える事務の適正な運営	宮園委員	P125【測定指標1】 デジタルフォレンジック研修	アンケートによる測定目標が研修を理解した割合になっているが、目的から照らして、知識技能の修得ができたか、受講してためになったかを指標にすべきではないか。また、これによりPDCまでできたわけであるが、Cについて今後どのようなアクションを起こすのか(カリキュラムの見直しの言及があつてもよいように思う)
4	検察権行使を支える事務の適正な運営	宮園委員	P126【測定指標2】 被害者支援研修	被害者支援研修に関しては、研修カリキュラムが中級、上級となっているデジタルフォレンジック研修と違い、段階的な研修になっていない。対象者を毎年変え、幅広く知識の流布に努める研修なのか、対象者は同じで段階的な知識や技能の修得に努める研修なのかによっても異なってくる。そうした目標に応じた研修を行うべきではないか。少なくともこうした点から評価測定をすべきと思われる。(個人的にはGWやロールプレイ等も重要と思われる。すなわち受講型ではなく当事者として参加型の研修もあってよいのではないか)。
5	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等	朝日委員	P208【測定指標2】 地域住民との意見交換会の実施回数	令和2年度は新型コロナウィルス感染症の影響で目標未達となっているが、令和元年度の未達も含め、回数が減ったことによる影響あるいは、これまでも含め回数の適切さについて検討に資する情報はあったでしょうか。

令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見
基本政策III関係

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	登記事務の適正円滑な処理	井上委員	P222【測定指標3-1】 「市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数」	目標値が14万筆ということは元年度に達成済みということでしょうか。
2	登記事務の適正円滑な処理	大沼委員	P224【測定指標1】 登記所備付地図の整備を地図混乱地域を対象として重点的かつ緊急に実施	国土調査には国土調査法19条5項の指定制度があり、その活用がなされているものと思われるがその実態、近時の件数についてお聞きしたい。また、活用が進んでいない場合には、その理由と対策についてご説明願いたい。 地籍調査が進展しない理由としてその必要性や効果が住民に理解されないとされているが、要は、住民及び自治体に、経済的なインセンティブがないか、あっても周知されていないのではないか。具体的にどのようなインセンティブがあるのか、それを周知させるのにどのような対策がとられているのかを説明していただきたい。仮に、インセンティブが不十分であるとすれば、一定期間の固定資産税軽減措置、補助金の増額などと組み合わせて(財務省との調整が必要)、十分なものにする必要があるのではないか。ご意見をお聞かせいただきたい。 さらに、境界特定登記官による境界特定の件数の推移と伸び悩んでいるとすれば、その理由、対応策を説明願いたい。そして、立法論ではあるが、建築主事の建築確認業務を民間を含む指定確認検査機関ができるようにしたのと同様に、測量士の資格を持つ土地家屋調査士の一部を指定し、指定境界特定機関とすることにより、境界特定の件数を増加することを検討しても良いのではないか、ご意見をお聞かせいただきたい。
3	登記事務の適正円滑な処理	大沼委員	P224～225【測定指標3-1, 3-2】 所有者不明土地問題の解消	長期相続登記未了土地についての相続人探索を司法書士等に委託し、表題部所有者不明土地についての所有者の探索を土地家屋調査士等を所有者探索委員として任命し活用しているところがあるが、それぞれの実情と件数の推移、問題点と対応策をお聞かせいただきたい。また、相続人を探索しようにも戸籍が戦災で消失しているとか、所有者探索に必要な資料、探索方法を具体的にどうしているのかを教えていただきたい。
4	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	大沼委員	P228～229【測定指標1・参考指標】 国籍事務を適正かつ厳格に処理する	令和2年の申請件数より、許可件数が多いという現象が生じている。これは令和元年に申請されたものの積み残しを処理したためと思われるが、帰化を申請してから許否の判断がなされるまでの平均的期間、積み残しが生じた理由について教えていただきたい。
5	国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理	大沼委員	P230【測定指標3, 4】 オンラインによる供託手続き 自筆証書遺言保管制度	供託手続きのオンライン利用率が令和2年度に高くなった。これは制度のPRとともに、資料の簡略化(印鑑の省略)その他がなされているからではないかと推測されるが、その実情について教えていただきたい。また、自筆証書遺言保管制度のHPアクセス件数が令和2年度に飛躍的に増加しているが、実際の同制度の利用件数と審査、保管の現状を教えていただきたい。

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
6	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	井上委員	P238【測定指標4】 モニター調査による人権相談窓口の認知度	おおむね達成とありますが、対前年度増が目標値であれば、達成していないのではないか。 どうして人権ホットライン等の相談に至ったのか、相談窓口の存在を知った理由を調査しているのか？相談経路の調査結果も測定指標にするとよいのではないか
7	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	宮園委員	P236【測定指標1】 法務省が作成するポスター、新聞広告及び資料等を見聞きした者に占める人権に関する理解や関心が深かった者の割合	見聞きしたことのある者をどのようにして選んだのか？ 60%が目標値なのに46.3%で概ね達成？ モニター調査では見聞きした者の割合は2割満たないが… どうして人権ホットライン等の相談に至ったのか、相談窓口の存在を知った理由を調査しているのか？相談経路の調査結果も測定指標にするとよいのではないか
8	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	P236,242 達成すべき目標 次期目標等への反映の方向性 施策の予算額及び執行額等	在留カード等読取アプリ 「同7枚目「次期目標等への反映の方向性」で「グローバル化の進展に伴い、全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きるユニバーサル社会の実現や、SDGsが掲げる『誰一人取り残さない』社会の実現がより一層求められている。」とあるが、2020年12月から入管庁が配布している「在留カード等読取アプリ」は差別や偏見を助長するとの指摘が国会議員や研究者、支援者から批判を受けている。 東京新聞の2021年6月15日報道では、「君塚宏在留管理支援部長は本紙の取材に『アプリが悪用され、人権侵害が起きることは全く望んでいない。指摘を受け、対応を検討する』とのことであるが、いかなる対応を検討しているのか。即時、公開を停止すべきではないか。 また、記事によればアプリの開発費が8400万円のことであるが、在留カードに入っているICチップを読み取るだけの機能のアプリにこれは高すぎるのではないか。発注先及び金額はどのようにして決めたのか。
9	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	P236,242～243、245～279別紙1 達成すべき目標及び次期目標等への反映の方向性	「人権」概念の普及について 報告書に添付されているパンフレットの資料(258頁)では、人権侵害の具体例として「いじめ・いやがらせ」「虐待」「インターネットでのプライバシー侵害」「差別」として、いずれも私人間による人権侵害が図示されているが、本来「人権」という概念は、国家からの自由を意味するものである。 人権尊重思想の普及高揚をするのであれば、少なくとも本来の意味での人権概念や、国家による人権侵害について何ら言及しないのは著しい不備であると考えられるが、なぜ言及しないのか。
10	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	P236,242～243 達成すべき目標及び次期目標等への反映の方向性	人権擁護委員会の活動～対国家活動 「9」とも関連するが、本来の人権概念は、国家からの侵害に対する自由を意味するが、人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例は12件中少なくとも10件が私人間のものである(事例11と12は学校の事例であるが、私立か公立かは明らかでない)。 人権擁護委員法1条、2条によれば、同委員会の対象として、国家による人権侵害行為は除外されていない。例えば刑務所や入国管理局、警察などによる人権侵害行為の相談事例はどの程度あり、どのように対処しているのか。 (参考) 人権擁護委員法 (この法律の目的) 第一条 この法律は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために、全国に人権擁護委員を置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて人権の擁護に遺漏なきを期することを目的とする。 (委員の使命) 第二条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を探るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
11	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	篠塚委員	P239,240【測定指標5】 「人権相談・調査救済体制」について	<p>測定指標5「人権相談・調査救済体制」について 「SNSによる人権相談を大都市圏である東京法務局及び名古屋法務局において開設するなどして、人権相談体制の整備をしたほか、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を把握した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じたことから、『達成』と判断した。」とあるが、別紙4「インターネット上の権侵害情報に関する人権侵犯事件について」では、人権擁護機関からプロバイダ等への情報削除要請だけではなく、警察署への被害相談や、削除依頼の具体的方法の助言、仮処分申立方法の教示も含めた対応が参考視標「9」の「人権侵犯事件の対応件数」とされていると思われる。</p> <p>しかし、この種事件で警察署が事件化して対応することは希であるし、裁判所を通じた救済手続は時間も費用もかかり、非常にハードルが高いことは、実務法曹には顕著な事実である。別の窓口を紹介しただけでは、人権擁護委員法2条の「救済のため、すみやかに適切な処置」をしたとはいえない。</p> <p>そこで、「9」の対応件数については、その対応内訳及びそれに要した時間を明示した上で、「すみやかに適切な処置」という使命が達成されたか否かの評価をすべきであるので、対応の内訳及び処理に要した平均期間を明らかにされたい。</p>

令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見
基本政策V関係

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
1	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	大沼委員	P294 達成手段の有効性、効率性等	今後のデジタル化社会を見据え、外国人登録原票や顔認証・指紋認証等、外国人に関する個人データ等をデジタル化し一元管理することができれば行政の効率化に資すると考えるが、電子化の現状はどのようにになっているのか。その電子データないし(電子化していない場合は)紙データはどこが管理しているのか。それを入管が在留審査や出入国時の審査をはじめとする各種審査や調査に利用する上で問題が生じていないか教えていただきたい。
2	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	大沼委員	P292【測定指標1】 入国審査待ち時間20分以内達成率	顔認証ゲート等の環境整備が役に立っているとのことであるが、顔認証についてのデータは、どのような方法でどの程度収集され、入国審査以外ではどのように活用されているのか教えていただきたい。
3	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員	P292,295 達成すべき目標 次期目標等への反映の方向性	2021年3月6日名古屋入管でなくなったスリランカ人女性のビデオ開示について 標記の事件は、2021年5月18日の時事通信の記事などの各種メディアでも繰り返しつき取り上げられ、2021年の通常国会でも様々な議員から真相究明のための質問がされ、女性が亡くなる前に撮影された防犯カメラの動画を議員やご遺族へ開示するよう重ねて要求された。 しかし、国はこれを頑なに拒否している。 日本も批准している市民的、政治的権利に関する国際規約6条1項は生命に対する固有の権利の保障を謳っているが、同条について規約人権委員会が作成した公権的解釈である一般的意見36では「締約国は、とりわけ、生命の剥奪につながる事件に関連する真実が何かを確かにするための適切な措置を講じる必要がある。」「締約国はまた、関連するものを開示すべきである。国は被害者の近親者へ調査に関する詳細を開示すべきであり、近親者が新しい証拠を提出することを認め、調査における近親者の法的地位を認めるべきである。」とされている。 つまり、少なくともご遺族に対しては、自由権規約6条1項の解釈により、ビデオを開示すべきである。 この点、国会審議などでは①保安上の理由②亡くなられた方の名誉・尊厳・プライバシー保護③最終報告に向けて調査に加わった外部の第三者にビデオを開示しており、最終報告完成前に開示をすると適正な調査の支障となるという理由でビデオの開示はできないとしている。 しかし①については、ご遺族は名古屋入管内の施設内を案内され、女性が亡くなるまで収容された部屋も見ているのであるから、重ねてビデオを開示することには何ら保安上の支障が生じないことは明らかである。どうしても必要なら保安上の支障が生じないようモザイクをかけなければよい。 ②の名誉・尊厳・プライバシーもご遺族であれば何ら問題にならない。 ③もご遺族がビデオを見て意見を表明したとして、それによって調査に加わった第三者の適正な調査に支障が出るということはおよそ想定できない。メディア報道による影響を懸念しているかも知れないが、それで調査に支障が出るのであれば、そもそもその第三者は公正な調査をする資質に欠けている。 以上から、少なくともご遺族にビデオを開示すべきである。 また、ご遺族の了解が取れるのであれば、上記②の点もクリアできるので、政策評価の前提として、当懇談会にもビデオを開示すべきである(ご遺族の代理人を通じて了解は取れる見通しである。)。

No.	施策名(今回審議対象となっているもの)	委員	該当箇所	質問・意見
4	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員		<p>当局の要求する新型コロナウィルス陰性証明書を提示できなかったために入国を拒否され、出発国に「送還」された日本国籍の者について 2021年4月21日日テレNEWS24の報道によれば、新型コロナウィルスの水際対策で日本政府が入国者に求めている検査証明書に不備があったとして日本国籍の男女2人が入国を認められず、出発国に送還されていたとのことである。</p> <p>しかし、出入国管理及び難民認定法には日本人の帰国を拒否できる規定はない(同法61条参照)。 検疫法でも、外国から来航した航空機について、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、上陸できない旨の規定はあるが(同法5条)、出発国への強制送還については規定がない。日本への上陸を拒否された人は、出発に戻されてもその国に受け入れられる保障はなく、受け入れられなければ、映画空港「ターミナル」の主人公のように空港内に留め置かれたままの状態を余儀なくされかねない。</p> <p>そこで、この報道にある人たちの上陸を拒否した根拠、出発国へ送還した根拠は何か。もし本人が同意したというのであれば、外に方法のない彼らに対する同意の求め方は任意であったといえるのか、明らかにされたい。</p> <p>(参考) 出入国管理及び難民認定法 (日本人の帰国) 第六十一条 本邦外の地域から本邦に帰国する日本人(乗員を除く。)は、有効な旅券(有効な旅券を所持することができないときは、日本の国籍を有することを証する文書)を所持し、その者が上陸する出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。</p> <p>検疫法 (交通等の制限) 第五条 外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機(以下「船舶等」という。)については、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出してもならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 検疫感染症の病原体に汚染していないことが明らかである旨の検疫所長の確認を受けて、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出すとき。 二 第十三条の二の指示に従つて、当該貨物を陸揚げし、又は運び出すとき。 三 緊急やむを得ないと認められる場合において、検疫所長の許可を受けたとき。</p>
5	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	篠塚委員	P292,295 達成すべき目標 次期目標等への反映の方向性	<p>「不法滞在」という呼び方 「13人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」の施策の概要(1頁)では、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。」とされているが、「14 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進」は標題から「不法滞在」という用語を用いている。</p> <p>2021年2月16日、米国のバイデン政権は、外国籍の人々について言及する際に、「より包括的な言語」を使用するよう指示し、これを受けて米国移民局は、在留資格を有しない外国人を「違法エイリアン(illegal alien)」と呼ぶのではなく、「未登録の非市民(undocumented noncitizen)」に置き換えるよう指示をした。</p> <p>日本でも、2021年5月24日、参議院決算委員会で山添拓議員から「不法滞在という呼び名のイメージとその実態とには乖離がある」として、同様の提言がされている。</p> <p>人権尊重思想の普及高揚」のためには、本報告書においても、「不法滞在」という用語を用いず、「非正規滞在」とるべきではないか。</p>